

豊橋市屋外広告物 許可申請等の手引き

令和7年6月版

豊橋市 都市計画部 都市計画課

目 次

1. 屋外広告物の許可制度の概要	3
2. 屋外広告物の許可申請の手続き	5
3. 屋外広告物の届出の手続き	11
4. 記入例	13
5. 参考資料	18

1. 屋外広告物の許可制度の概要

屋外広告物は、経済活動や日常生活に欠くことができないものですが、無秩序に設置されると景観を大きく損ねる要因になります。一方で建築物や周辺環境に調和した屋外広告物は、店や地域の魅力を高めるものになります。

本市では、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、以下に示す基本的な考え方に沿って、「豊橋市屋外広告物条例」に行為の制限を定め、一定規模を超えるものに対して許可申請を求めています。

(1) 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- 良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、適切に管理を行うものとする。
- 周辺に良好な眺望や景観資源がある場合は、それらの景観を損ねないよう、表示や設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- 公共的な物件に表示や設置を行う場合は、その機能や景観を損ねないよう、設置を控える等、十分な配慮を行うものとする。
- 設置場所や規模、形態・意匠、色彩は、周辺の景観に調和したものになるよう十分な配慮を行うものとする。
- 建築物や工作物に設置するものは、建築物等と調和したものになるよう、規模、形態・意匠、色彩に十分な配慮を行うものとする。
- 表示面のデザインは、質の高いものになるよう努めるものとする。

(2) 許可申請の対象と許可基準

① 許可申請の対象

許可申請が必要な屋外広告物は、下表のとおりです。設置場所等により異なります。

	一般広告物	自家用広告物	
禁止地域	表示不可 ※	他の広告物を含めた最大可視面積が 10 m ² を 超えるもの	
許可地域	全て	住居系の 用途地域	他の広告物を含めた最大可視 面積が 10 m ² を超えるもの
		その他の 用途地域	他の広告物を含めた最大可視 面積が 20 m ² を超えるもの

※ 案内広告の許可基準を満たすものについては、許可申請が必要です。

② 許可基準

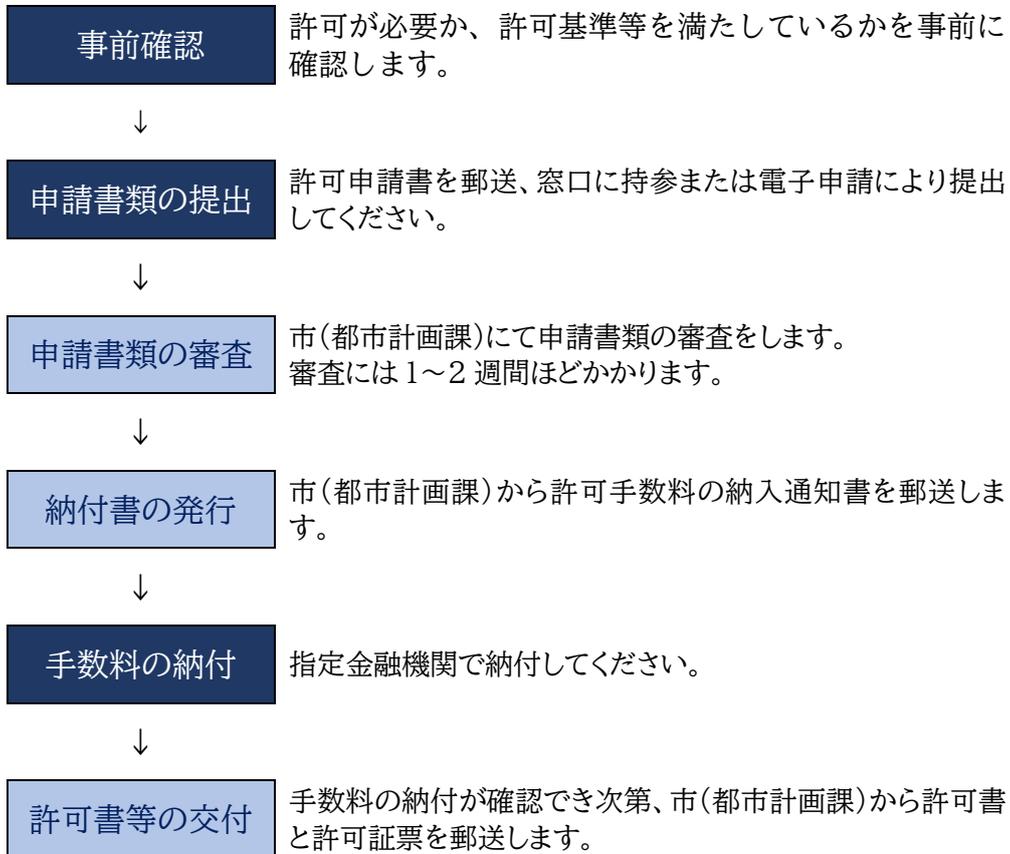
許可の基準は、屋外広告物を設置する場所や種類によって異なります。

詳しくは、都市計画課ホームページを確認してください。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/13441.htm>

2. 屋外広告物の許可申請の手続き

(1) 手続きの流れ



※許可期間満了後も屋外広告物の設置を継続する場合は、許可期間内に更新の手続きが必要です。

(2) 申請書類

① 新規申請

屋外広告物を新たに設置するときは、新規の許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

提出図書	備考
屋外広告物許可申請書（様式第1）	記入例（P.13）参照
「許可申請書の内訳」別紙	申請物件が多く、様式第1に書ききれない場合等に利用してください。
案内図（位置図）	地図など、広告物を設置する場所がわかるもの
配置図（位置図）	・敷地内の広告物の配置がわかる図面 ・広告板及び広告塔については、敷地境界線からの位置を明示すること
意匠図 （形状、寸法及び構造に関する仕様書）	広告物の形状、寸法（面積算出式も記入）、使用材料等のわかる図面
彩色図（彩色広告面模写図）	広告物の色彩がわかる図面
構造図	基礎及び支柱等の構造、材質、建築物への取り付け方法等が分かる図面
周辺現況カラー写真	敷地とその周辺の景観がわかる写真
建築物または工作物の立面図等	建築物または工作物を利用する広告物の場合は、広告物の設置位置等がわかる図面
既存の広告物の表示面積、種類等に関する書類	敷地内に既存の広告物がある場合、配置・意匠・寸法（表示面積）等がわかる図面を添付
その他市長が必要と認める図書	

※添付図書は、他の提出図書と兼ねることができる場合には省略できます。

[注意事項]

郵送または窓口で申請される方は以下のメモを併せてご提出ください。

- ① 申請手続きの担当者及び連絡先（会社名、担当部署、担当者名、電話番号等）
- ② 許可手数料の納入通知書の送付先（住所、郵便番号、会社名等）
- ③ 許可書等の送付先（住所、郵便番号、会社名等）

② 更新申請

許可期間満了後も屋外広告物を設置し続ける場合は、許可期間内（許可期間満了の14日前まで）に更新の許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

提出図書	備考
屋外広告物許可申請書（様式第1）	記入例（P.14）参照
「許可申請書の内訳」別紙	申請物件が多く、様式第1に書ききれない場合等に利用してください。
広告物一覧表	次の場合に敷地内の全ての物件を一覧表にまとめること ①敷地内に本更新申請の物件以外の物件がある。 ②本更新申請に合わせて変更する物件がある。 記入例（P.17）参照
屋外広告物安全点検書（様式第10）	許可期間満了の日前3か月以内に実施した点検に係るもの ・許可が必要な全ての物件について点検すること ・一定規模を超える広告物は、有資格者による点検が必要。該当する場合は点検書の「資格」欄と「資格取得日又は受講日」欄を記入すること 記入例（P.16）参照
広告物のカラー写真	・申請時点で表示又は設置されている広告物の個別写真 ・広告物の配置が分かる全景写真（2方向以上） ・個別写真は許可申請書の内訳に記入した順番に整理すること
その他市長が必要と認める図書	

[注意事項]

- ① 更新申請の前に必ず現場の状況を確認してください。
- ② 許可を受けた広告物を除却または滅失した場合は、除却・滅失届の提出が必要です。
- ③ 管理者または設置者を別の個人や法人に変更した場合は、管理者・設置者変更届の提出が必要です。
- ④ 管理者または設置者が同一の個人や法人のまま氏名や住所を変更した場合は、設置者等の氏名等変更届の提出が必要です。
※②～④はP.11「3.屋外広告物の届出の手続き」参照
- ⑤ 変更・改造を同時に行う場合は、変更・改造申請が必要です。（P.8「③変更・改造申請」参照）

③ 変更・改造申請

許可を受けた屋外広告物を変更（表示内容、意匠、位置を変えること）や改造（形状を変えること）する場合には変更・改造の許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

提出図書	備考
屋外広告物許可申請書 （様式第1）	記入例（P.15）参照
「許可申請書の内訳」別紙	申請物件が多く、様式第1に書ききれない場合等に利用してください。
広告物一覧表	敷地内に本変更・改造申請の物件以外の物件がある場合は、敷地内の全ての物件一覧表にまとめること 記入例（P.17）参照
案内図（位置図）	地図など、広告物を設置する場所がわかるもの
配置図（位置図）	・敷地内の広告物の配置がわかる図面 ・広告板及び広告塔については、敷地境界線からの位置を明示すること
意匠図 （形状、寸法及び構造に関する仕様書）	・広告物の形状、寸法（面積算出式も記入）、使用材料等のわかる図面 ・変更の前後がわかる図面
彩色図（彩色広告面模写図）	・広告物の色彩がわかる図面 ・変更の前後がわかる図面
構造図	・基礎及び支柱等の構造、材質、建築物への取り付け方法等が分かる図面 ・変更の前後がわかる図面
その他市長が必要と認める図書	既存広告物の構造を改造する場合は、屋外広告物安全点検書（様式第10）を添付すること 記入例（P.16）参照

※添付図書は、他の提出図書と兼ねることができる場合には省略できます。

[注意事項]

- ① 軽微な変更は許可申請が必要ありません。詳しくは市（都市計画課）にご相談ください。
- ② 許可を受けた広告物を除却または滅失した場合は、除却・滅失届の提出が必要です。
- ③ 屋外広告物の管理者または設置者を別の個人や法人に変更した場合は、管理者・設置者変更届の提出が必要です。
- ④ 管理者または設置者が同一の個人や法人のまま氏名や住所を変更した場合は、設置者等の氏名等変更届の提出が必要です。

※②～④はP.11「3.屋外広告物の届出の手続き」参照

(3) 申請方法

① 紙で申請する場合

申請書類各2部（正本1部、副本1部）を郵送または窓口を持参してください。

提出先 〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市 都市計画課 管理・景観グループ 屋外広告物担当

② 電子申請する場合

電子申請ページにて必要な事項の入力、データのアップロードを行ってください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/8862805424370699060>

(4) 手数料の納付

申請書類の審査後、許可基準に適合している場合は、市から納入通知書を送付します。指定金融機関で手数料を納付してください。

■ 許可の期間及び手数料

区分		単位	許可期間	手数料
広告板 広告塔 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告	ネオンサインその他 照明設備なし	1つの広告物の 表示面積 5㎡につき	1年以内	900円
	ネオンサインその他 照明設備あり		1年超3年以内	1,300円
			1年以内	1,200円
	1年超3年以内		1,900円	
はり紙	100枚につき	3月以内		400円
はり札等	1枚につき			40円
広告旗	1枚につき			100円
立看板等	1枚につき			100円
広告幕 広告網	1枚につき			400円
アドバルーン	1個につき			700円
電柱広告 街灯柱広告	1個につき	1年以内		200円
		1年超3年以内		300円

(5) 許可書等の交付

手数料の納付が確認されたら、市から許可書と許可証票を送付します。許可書は保管し、許可証票は物件に貼付してください。許可証票においては、物件が複数ある場合、一番見えやすい位置に貼付してください。

3. 屋外広告物の届出の手続き

(1) 届出の種類と申請書類

① 除却・滅失届

許可を受けた屋外広告物を除却または滅失した場合は、除却・滅失届の提出が必要です。

提出図書	備考
屋外広告物除却・滅失届（様式第 11）	
除却したことが分かる除却前後のカラー写真	

② 管理者・設置者変更届

屋外広告物の管理者または設置者を別の個人や法人に変更した場合は、管理者・設置者変更届の提出が必要です。

提出図書	備考
屋外広告物管理者・設置者変更届（様式第 14）	

③ 設置者等の氏名等変更届

管理者または設置者が同一の個人や法人のまま氏名や住所を変更した場合は設置者等の氏名等変更届の提出が必要です。

提出図書	備考
屋外広告物設置者等の氏名等変更届（様式第 15）	

[注意事項]

- ① 郵送または窓口で申請される方は、届出手続きの担当者及び連絡先（会社名、担当部署、担当者名、電話番号等）を記入したメモを併せてご提出ください。
- ② 法人で代表者の肩書及び氏名のみが変更となる場合は「②管理者・設置者変更届」及び「③設置者等の氏名等変更届」の提出は不要です。

(2) 申請方法

① 紙で申請する場合

提出書類1部を郵送または窓口を持参してください。

提出先 〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市 都市計画課 管理・景観グループ 屋外広告物担当

② 電子申請する場合

電子申請ページにて必要な事項の入力、データのアップロードを行ってください。

【除却・滅失届】

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/3892969856745882397>

【管理者・設置者変更届】【設置者等の氏名等変更届】

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/7064574741957068800>

4. 記入例

新規許可申請書 記入例

様式第1(第2条関係)

屋外広告物許可申請書
(新規) 更新 変更・改造 管理者設置届)

提出日を記入してください。

令和7年 7月 1日

豊橋市長 様

申請者住所 豊橋市今橋町1番地
(設置者) (所在地)

氏名 (株)とよはし薬局
(名称及び代表者名) 代表取締役 豊橋 太郎
電話 (0532) 00-0000

筆数が多い場合は「外○筆」でOK

法人の場合は代表者名も記入

豊橋市屋外広告物条例

第5条・第11条第3項・第12条第1項
第22条第1項の規定により次のとおり

申請します。
届け出ます。

申請者以外でも構いませんが原則豊橋市内の方

必ず番地まで記入

表示又は設置場所	豊橋市今橋町101番地	区域	禁止・許可・景観保全
管理者	住所 申請者と同じ 氏名 () 電話 () -	豊橋市への登録又は特例届出番号	
表示又は設置する者	住所 豊橋市〇〇町11番地 氏名 ABC広告(株)	登録番号又は届出番号	届出77号
表示又は設置の予定期間	令和7年9月10日から 令和10年9月9日まで		
変更・改造事項	前	後	最長3年まで

物件の工事施工業者：豊橋市へ登録又は特例届出済の業者

許可申請の内訳

前回許可年月日	前回許可番号	広告物の種類	主な表示内容	照明	高さ m	面数又は個	面積計 m ²	※手数料 円	※許可番号
		広告板	とよはし薬局	有・無	10.0	2	18.24	※市で記入	
		屋上広告塔	マーク・とよはし薬局	有・無	3.5	4	60.0		
		壁面広告	薬・営業時間	有・無		1	8.4		
				有・無					
				有・無					
				有・無					

※ 申請のとおり許可します。

4面表示の場合

年 月 日

表裏両面の場合

1 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 手数料 円

3 許可の条件

この欄は市で記入

豊橋市長

印

備考 ※欄は、記入しないでください。

更新許可申請書 記入例

様式第1(第2条関係)

屋外広告物許可申請書
(新規 **更新** 変更・改造 管理者設置届)

提出日を記入してください。

令和7年 7月 1日

豊橋市長 様

申請者住所 豊橋市今橋町1番地
(設置者)(所在地)

氏名 株式会社とよはし薬局
(名称及び代表者名) 代表取締役 豊橋 太郎
電話 (0532) 00-0000

筆数が多い場合は「外〇筆」でOK

法人の場合は代表者名も記入

豊橋市屋外広告物条例

第5条・第11条第3項・第12条第1項
第22条第1項

の規定により次のとおり

申請します。
届け出ます。

申請者以外でも構いませんが原則豊橋市内の方

必ず番地まで記入

表示又は設置場所	豊橋市今橋町101番地	区域	禁止・許可・景観保全
管理者	住所 申請者と同じ 氏名 () 電話 () -	豊橋市への登録又は特例届出番号	
表示又は設置する者	住所 豊橋市〇〇町11番地 氏名 ABC広告(株)	登録番号又は届出番号	届出77号

表示又は設置の予定期間 令和7年9月10日から 令和10年9月9日まで

変更・改造事項 前 前回許可期間終了日の翌日 後 最長3年まで

物件の工事施工業者：豊橋市へ登録又は特例届出済の業者

許可申請の内訳

前回許可年月日	前回許可番号	広告物の種類	主な表示内容	照明	高さ m	面数又は個数	面積計 m ²	※手数料 円	※許可番号
〇〇〇〇	△△△△	広告板	とよはし薬局	有・無	10.0	2	18.24	※市で記入	
〇〇〇〇	△△△△	屋上広告塔	マーク・とよはし薬局	有・無	3.5	4	60.0		
〇〇〇〇	△△△△	壁面広告	薬・営業時間	有(無)		1	8.4		
				有・無					

※ 申請のとおり許可します。 4面表示の場合 年 月 日 表裏両面の場合

1 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 手数料 円

3 許可の条件

この欄は市で記入

豊橋市長 印

備考 ※欄は、記入しないでください。

変更許可申請書 記入例

様式第1 (第2条関係)

屋外広告物許可申請書
(新規 更新 **変更・改造** 管理者設置届)

提出日を記入してください。

令和7年 7月 1日

豊橋市長 様

申請者 住所 豊橋市今橋町1番地
(設置者) (所在地)

氏名 (株)とよはし薬局
(名称) 代表取締役 豊橋 太郎
電話 (0532) 〇〇-〇〇〇〇

筆数が多い場合は「外〇筆」でOK

法人の場合は代表者名も記入

豊橋市屋外広告物条例

第5条・第11条第3項・第12条第1項
第22条第1項

の規定により次のとおり

申請します。
届け出ます。

申請者以外でも構いませんが原則豊橋市内の方

表示又は設置場所	豊橋市今橋町101番地 (必ず番地まで記入)	区域	禁止・許可・景観保全
管理者	住所 申請者と同じ 氏名 () 電話 () -	豊橋市への登録又は特例届出番号	
表示又は設置する者	住所 豊橋市〇〇町11番地 氏名 ABC広告(株)	登録番号又は届出番号	届出77号
表示又は設置の予定期間	令和7年9月10日から 令和9年5月15日まで		
変更・改造事項	前 広告板1基 表示内容変更 詳細は別紙のとおり	後	広告板1基 表示内容変更 増設 壁面広告1基 撤去 詳細は別紙のとおり

物件の工事施工業者：豊橋市へ登録又は特例届出済の業者

許可申請の内訳

前回許可年月日	前回許可番号	広告物の種類	主な表示内容	照明	高さ m	面数又は個数	面積計 m ²	※手数料 円	※許可番号
〇〇〇〇	△△△△	広告板	マーク・とよはし薬局	有・無	10.0	2	18.24		
〇〇〇〇	△△△△	広告板	←P入口	有・無	3.5	1	1.4		
				有・無					
				有・無					
				有・無					
				有・無					

※市で記入

※ 申請のとおり許可します。

年 月 日

1 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 手数料 円

3 許可の条件

この欄は市で記入

豊橋市長 印

表裏両面の場合

備考 ※欄は、記入しないでください。

屋外広告物安全点検書 記入例

様式第10（第12条関係）

屋外広告物安全点検書

実際に点検した個人名を記入してください。（会社等に所属している場合は、会社名と個人名を記入）

点検者	住所 ○○市○○町1-1 氏名 ○○ ○○ 電話 ○○○○○○○○○○
資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士(1級/2級) <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> その他()
資格取得日 又は受講日	年 月 日 (登録番号等:)
広告物等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 屋上広告板 <input type="checkbox"/> 屋上広告塔 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突き出し広告 <input type="checkbox"/> アーケード広告 <input type="checkbox"/> その他()
表示又は設置場所	
更新前の許可の 年月日及び番号	令和○年○月○日 第○○○○○号
設置年月日（注1）	令和○年○月○日
点検年月日	令和○年○月○日

設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入

点検箇所	異常	異常		異常有の場合の対応
		有	無	
支持部	1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落	有	無	ボルトを締め直した。
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有	無	小規模なさびが見られたが安全上支障はないため経過観察とする
	3 周辺機器の劣化及			
その他	1 附属部材（※）の			
	2 避雷針の腐食及び			
	3 その他安全上重要 ()			

申請日から3か月前までの年月日を記入

異常の有無は、点検時を基準として点検結果に基づき選択してください。

点検の結果、異常が確認され改善した場合は、異常「有」を選択し、「異常有の場合の対応」欄に改善内容を記入してください（予定は不可）。内容により許可できない場合があります。

点検の結果、安全上支障のない軽微な異常が確認された場合についても、異常「有」を選択し、「異常有の場合の対応」欄にその旨記入してください。

※装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品

注意 1 当初の設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入すること。
2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、異常の有・無欄に斜線を引くこと。
3 原則、1物件につき本様式を1部作成することとし、簡易なものは複数の物件をまとめて提出することができる。

広告物一覧表 記入例

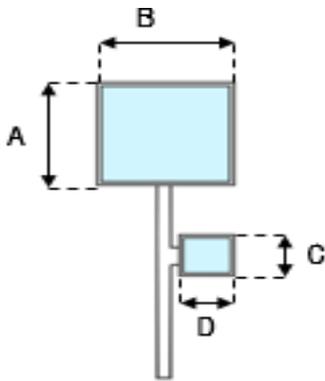
■ 広告物一覧表

No.	広告物の種類	主な表示内容	照明の有無	高さ m	面数	面積 ㎡	備考
1	広告板	マーク・とよはし薬局	有	10.0	2	18.24	変更
2	屋上広告塔	マーク・とよはし薬局	有	3.5	4	60.0	
3	壁面広告	薬・営業時間	無		1	8.4	撤去
4	広告板	←P 入口	無	3.5	1	1.4	増設

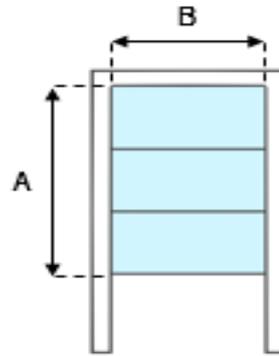
※ 変更・改造や増設の物件は、備考欄に「変更・改造」、「増設」と記入してください。

5. 参考資料

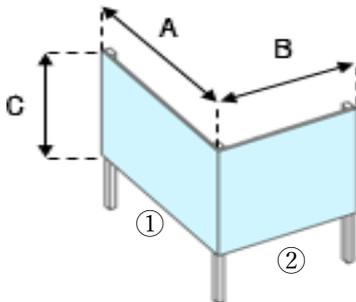
(1) 広告板・広告塔の表示面積の算出方法



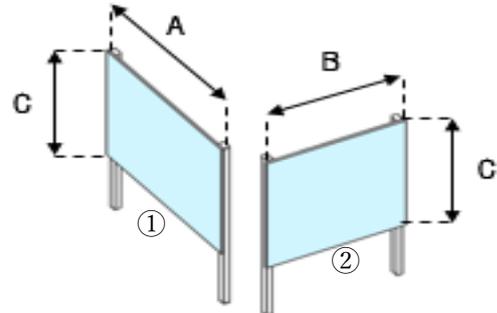
片面表示の場合：表示面積 = $AB + CD$
 両面表示の場合：表示面積 = $2(AB + CD)$



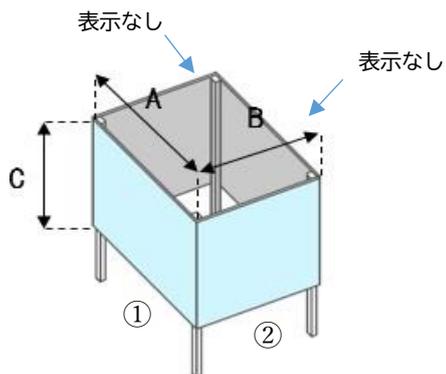
片面表示の場合：表示面積 = AB
 両面表示の場合：表示面積 = $2AB$



片面表示の場合：表示面積 = $(A+B)C$
 両面表示の場合：表示面積 = $2(A+B)C$
 ①と②は1つの物件としてまとめる

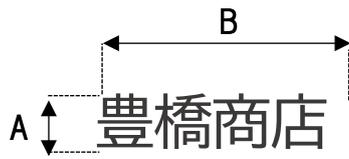


片面表示の場合：表示面積① = AC 表示面積② = BC
 両面表示の場合：表示面積① = $2AC$ 表示面積② = $2BC$
 ①と②は別の物件として算出する

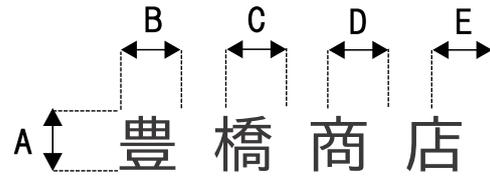


表示面積 = $(A+B)C$
 表示のある①と②の面を1つの物件としてまとめる

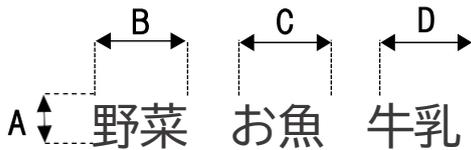
(2) 壁面広告の表示面積の算出方法



文字と文字の間が一文字以上空いていない場合
表示面積 = AB



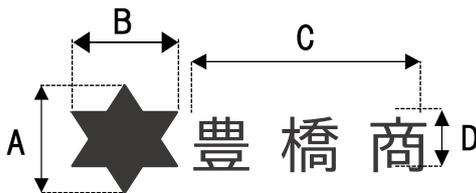
文字と文字の間が一文字以上空いている場合
表示面積 = $(B+C+D+E)A$



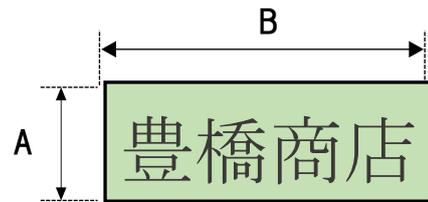
それぞれの文字の意味が異なる場合
表示面積 = $AB + AC + AD$



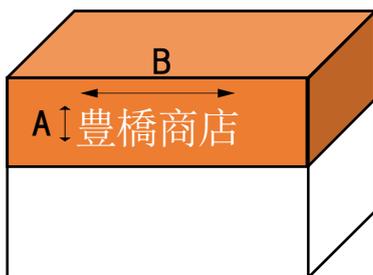
それぞれの文字の意味が異なるが、
一体の広告物であると認められる場合
表示面積 = AB



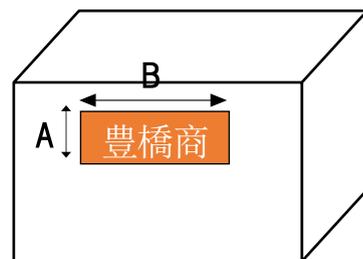
異なる大きさの文字が含まれる場合
表示面積 = $AB + CD$



文字の後ろが建築物の壁面と異なる色や
素材で目立たせてある場合 表示面積 = AB



文字の後ろが建築物の壁面と異なる色の場合であって
も、その色が建築物の意匠とみなせる場合(壁面を帯状に
塗装等)は文字部分のみで面積を算定 表示面積 = AB



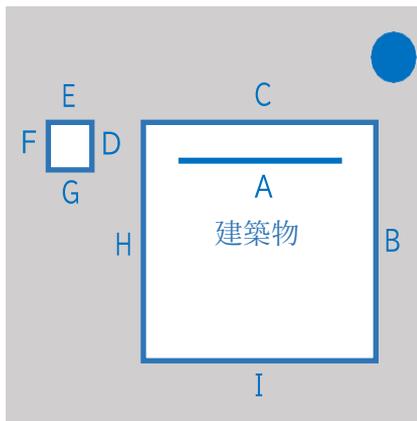
壁面に異なる素材等を屋外広告物の表示のために取り
付けている場合は、板面全体を面積として算定
表示面積 = AB

(3) 最大可視面積の算出方法

同一敷地内の全ての広告物を一方向から見たときに同時に見ることができる複数の広告物の表示面積の合計（最大値）を最大可視面積といいます。

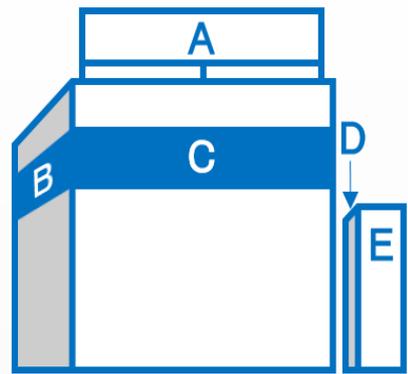
上空から見た図

● の位置からが、
一番多く広告物が見える



◆表示面積 面積すべて

$A+B+C+D+E$ = 最大可視面積
※同時に見えない F G H I は除く



◆可視面積

豊橋市屋外広告物
許可申請等の手引き
＜令和7年6月版＞

- ◆ 発行：豊橋市 令和7年6月
- ◆ 編集：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL：0532-51-2615 FAX：0532-56-5108
E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp